

事務連絡

令和2年5月7日

山梨県介護支援専門員協会関東支部

支部長 茄子川 修 殿

笛吹市長 山下 政樹

(公印省略)

新型コロナウイルス感染拡大における居宅介護支援の
臨時的な取扱いについて(回答)

令和2年4月15日付で質問をいただきました件について、下記のとおり回答します。

記

(問) 居宅介護支援事業所の介護支援専門員全てが感染者若しくは濃厚接触者となり、出勤停止・事業休止になる可能性がある。その場合、契約している利用者のケアマネジメントが継続困難となり、利用者の自立支援が損なわれる。

その場合、緊急措置として他の介護支援事業所が一時的にケアマネジメントを行う等の対応する事は可能か。また、可能な場合の具体的取扱いについて示されたい。

(答) 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準では、サービス提供困難時の対応としては、自ら適切な指定居宅介護支援を提供することが困難であると認められた場合は、他の指定居宅介護支援事業者の紹介その他の必要な措置を講じなければならないとしている。

また、今回の新型コロナウイルス感染症予防対策については、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準第13条の14で示す「特段の事情」に該当するため、利用者への説明と同意を得る中で、電話・文書・メール・テレビ会議等を活用し、柔軟に対応する事は差し支えない。

(問) 新型コロナウイルス感染拡大の中で、介護支援専門員自身が感染者若しくは濃厚接触者となり一定期間出勤停止となった場合、当該居宅介護支援事業所の介護支援専門員が担当に代わりケアマネジメントを行うと想定される。ひとり当たりの請求件数が40件を超えてしまう場合、運営基準減算には該当しないのか示されたい。

(答) 今回の新型コロナウイルス感染症に係る臨時的な取扱いについて、やむを得ず一時的に40件を超える利用者を担当することになった場合においては、40件を超える部分について、居宅介護支援費の減額を行わないことが可能である。

・令和元年台風第19号による被災における介護報酬等の取扱いについて 参照

笛吹市役所長寿介護課
給付適正担当
電話 055-261-1903